

附属病院への寄附について

【目的】

本院（法人）では企業や個人の皆様からの寄附金を受け付けています。寄附金は、附属病院の医療技術の向上のため特に若手の医師・看護師・医療技師等における研究や研修支援、安全管理教育等、病院全体目的のために活用させていただきます。

なお、大学講座等に対して寄附を申し込まれる場合には、こちら（産学連携）をご覧ください。

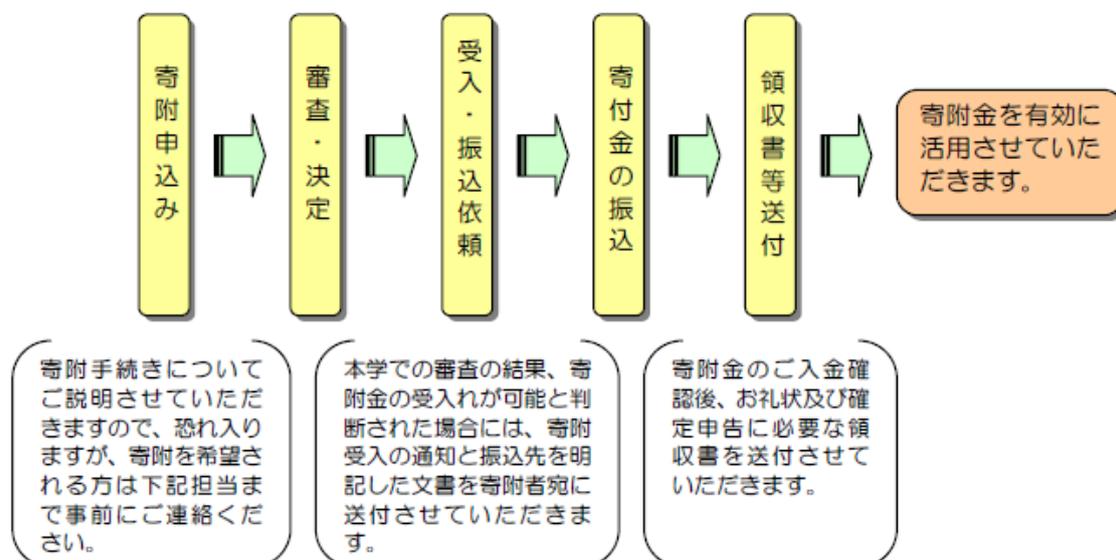
【寄附金の使途】

- ・ 若手の医師・看護師・医療技師等の研究・研修支援
- ・ 安全管理教育
- ・ 先進医療充実のための医療機器等の整備 など幅広く活用させていただきます。

【寄附の手続き・流れ】

所定の申込書により寄附の申し込みをしていただきます。詳しくは下記フロー図、及び「寄附金受入れ概要」をご覧ください。

「寄附金申込書」  word  PDF
(ダウンロードしてください)



※詳細については「寄附金受入れ概要」及び「フローチャート」をご参照ください。

【税制上の優遇措置】

- ・ 個人からの寄附金については、所得控除（5千円を超える部分については、当該所得の40%を限度）の対象となります。（所得税法第78条）
- ・ 企業からの寄附金については、その全額が損金算入の対象となります（法人税法37条）

【担当・お問い合わせ】

公立大学法人福島県立医科大学事務局 企画財務課 研究支援担当
電話 (024)547-1825 FAX (024)547-1991
E-メールによるご連絡はこちらまで